

柏ビレジ自治会規約

施行 昭和57年12月12日

改正 昭和58年 4月24日

昭和59年 4月22日

昭和60年 4月21日

昭和62年 4月19日

平成 6年 4月24日

平成 9年 4月20日

平成10年 4月19日

平成24年 4月15日

第1章 総 則

第1条 (目 的)

本会は区域住民の福祉の増進、親睦、防犯防災、環境の美化・整備、文化の向上、施設の維持管理等、区域内の自治を図り豊かで潤いのある住みよい町づくりを目的とする。

第2条 (名 称)

本会は、柏ビレジ自治会と称する。

第3条 (区 域)

本会の区域は、別表の通りとする。

第4条 (事務所の所在地)

本会は、事務所を自治会館に置く。

第2章 会 員

第5条 (会 員)

第3条に規定する区域に住所を有する個人は、本会の会員となることができる。

第6条 (入退会等)

1. 本会に入会、または退会しようとする者は、会長に文書で届け出なければならない。
2. 本会は、第3条に規定する区域に住所を有する個人から前項の申込があった場合には、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。
3. 会員が、次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。
 - ①第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
 - ②本人より第1項に定める退会届が会長に提出された場合
4. 会員が死亡し、または失踪宣言を受けたときは、その資格を喪失する。

第7条 (会 費)

会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

第3章 役 員

第8条 (役員の設定)

1. 本会に、次に掲げる役員を置く。

①会長	1人
②副会長	4人以内
③会計	2人以内
④その他の役員	26人以内
⑤監事	2人以内

⑥本会の支部ごとに支部長 1 人を置く。

2. 本会に上記の役員を置くこととし、支部長を除く役員の数 は 3 5 人以内とする。

第 9 条 (役員を選出)

1. 役員は総会において選挙または推薦により選出する。

2. 会長は、役員会において選出する。

3. 選出された役員の担当は会長が決定する。

4. 監事と他の役員とは、相互に兼ねることができない。

第 10 条 (役員の仕事)

1. 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときはその仕事を代行する。

3. 会計は、会計に関する仕事を担当し、随時会計内容を役員会に報告する。

4. 監事は、次に掲げる職務を行う。

①本会の会計及び資産の状況を監査すること。

②会長、副会長及びその他役員の業務執行の状況を監査すること。

③会計及び資産の状況または業務執行について不正な事実を発見したときは、これを
総会に報告すること。

④前号の報告をするために必要があるときは総会の招集を請求すること。

第 11 条 (役員の任期)

1. 役員の任期は 1 年とし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。但し再任
を妨げない。

2. 役員は任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第 12 条 (相談役)

本会に相談役を置くことができる。細部は別に定める。

第4章 組 織

第13条 (構成)

1. 本会は、地域ごとに支部を編成し、各支部を統合して会の運営をはかる。
2. 支部には必要に応じて班をおくことができる。
3. 支部長を補佐し、支部長に事故あるときまたは欠けたときのために副支部長を選出することができる。
4. 本会は、第1条の目的を遂行するにあたり、部を設けることができる。
5. 本会は、第1条の目的を遂行するにあたり、必要に応じ役員会の承認を得て、委員会を設けることができる。

第5章 総 会

第14条 (総会)

1. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
2. 通常総会は、毎年度決算終了後三月以内に開催する。
3. 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、全会員の5分の1以上の会員から付すべき事項を示して請求があるとき、または第10条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があるときは速やかに開催する。
4. 議長は、会員の中から選出する。
5. 総会は、下記の事項を審議し、議決する。
 - ①当該年度の事業計画及び予算
 - ②前年度の事業経過及び決算報告
 - ③役員を選出

④規約の改正

⑤役員会が必要と認めたその他重要事項

第 15 条 (総会の招集)

1. 総会は、会長が招集する。
2. 総会を招集するときは、会員に対し、会議に付すべき事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の 5 日前までに文書をもって通知しなければならない。

第 16 条 (総会の定足数)

総会は、会員過半数の出席がなければ、開催することができない。

第 17 条 (総会の決議)

総会の議事は、出席した会員過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 18 条 (会員の議決権)

1. 会員は、総会において、1 個の議決権を有する。
2. 第 14 条に規定する事項（規約の変更、重要な財産の処分及び解散に関する事項を除く）は、前項の規定にかかわらず、会員の議決権は会員の所属する 1 戸 1 議決権とする。

第 19 条 (総会の書面表決権)

1. やむを得ない事由のために総会に出席できない会員は予め通知された事項について書面をもって表決し又は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。
2. 前項の場合における第 16 条及び第 17 条の規定の適用についてはその会員は、出席したものとみなす。

第 20 条 (総会の議事録)

1. 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作製しなければならない。
 - ①日時及び場所
 - ②会員の現在数及び出席者数（前項第 1 項に規定する書面表決者及び表決委任

者を含む。)

③開催目的、審議事項及び議決事項

④議事の経過の概要及びその結果

⑤議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、出席した会員の中からその会議において選出された議事録署名人が議長とともに署名押印しなければならない。

第6章 役員会

第21条 (役員会の構成)

役員会は、役員（監事を除く以下この章において同じ。）をもって構成する。

第22条 (役員会の権能)

役員会は、この規約に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

①総会に付議すべき事項

②総会の議決した事項の執行に関する事項

③その他総会の議決を要しない会務に関する事項

第23条 (役員会等の招集)

1. 役員会は、会長が必要と認めるとき、又は役員の2分の1以上から会議に付すべき事項を示して請求があるときは、会長が招集する。

2. 部長は必要に応じて部会を招集する。

3. 支部長は必要に応じて支部内の会合を招集する。

第24条 (役員会の議長)

役員会の議長は、会長又は副会長がこれに当たる。

第25条 (役員会の定足数)

1. 役員会は役員の3分の2以上の出席がなければ開催することが出来ない。

2. 役員会には、第17条、第19条及び第20条の規定を準用する。

この場合において、第17条、第19条及び20条の規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第7章 資産及び会計

第26条 (資産の構成)

本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ①別に定める資産目録記載の資産
- ②会費
- ③資産から生じる果実
- ④その他の収入

第27条 (資産の管理)

本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

第28条 (資産の処分)

第26条第1項第1号に規定する資産のうち総会において処分、又は担保に供する場合には、総会において全会員の3分の2以上の議決を要する。

第29条 (経費の支弁)

本会の経費は、資産をもって支弁する。

第30条 (事業計画及び予算)

1. 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定められなければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、会長は、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、総会において予算が議決される日までの間、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

第31条 (事業報告及び決算)

本会の、事業報告及び決算は、会長が事業報告、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後三月以内に総会の承認を受けなければならない。

第 32 条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終る。

第 8 章 規約の変更及び解散

第 33 条 (規約の変更)

この規約は、総会において全会員の 3 分の 2 以上の議決を得、かつ柏市長の 認可を受けなければ変更することができない。

第 34 条 (解 散)

総会の議決に基づいて解散する場合は、全会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

第 9 章 雑 則

第 35 条 (備付け帳簿及び書類)

本会の事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- ①規約
- ②会員名簿
- ③役員名簿
- ④認可及び登記に関する事項
- ⑤総会及び役員会の議事に関する書類
- ⑥収支に関する帳簿及び証拠書類並びに財産目録その他の資産の状況を示す書類
- ⑦その他必要な帳簿及び書類

細 則

改正 令和 2年 4月 19日
令和 3年 5月 9日

1. 規約第3条に規定する区域に隣接する地域に住所を有する者の加入希望があった場合は、規約第14条第5項第5号として、総会にて議決する。
2. 会費（含、防犯灯費用）は半期額1戸3,000円（但し、月額500円）とし、会員は毎年、4月、10月の年2回に半期分、又はいずれかの月に一括1年分を収めることとする。年度の途中で入会する場合は、入会申込と同時にその月から起算した額を納入する。
3. 規約第1条の目的を達成するため、本会の会長経験者等を相談役とする。
4. 規約第25条第2項のうち議事録署名人は出席役員のうち2名を議事録署名人とする。
5. 会員が別の地域へ転出した場合は、届出の有無にかかわらず自然退会とする。退会する者は退会月までは会費を完納するものとし、既納分は返還しない。